

学内放置自転車等の一斉撤去・処分について

告知期間 平成19年4月2日(月) ~ 平成19年4月13日(金)

実施方法

- ① 構内に駐輪の自転車等(原動機付自転車を含む。以下「自転車等」という。)の全てに、告知文掲載のラベルを取り付けます。
- ② 自転車等の利用者は、4月13日(金)までにラベルを破棄し、所有している旨を示してください。
- ③ ラベルが付いている自転車等は、所有者が無いものとして処分の対象とします。

※ 御不明な点がございましたら、公共政策大学院係にお問い合わせください。